

2018 年度第 3 回理事会(臨時)開催



第 18 回アジア競技大会 2018 ジャカルタ・パレンバン(インドネシア) のビーチバレーボール競技で石井・村上組が決勝戦に進出し、12 年ぶりにメダル(銀)を獲得しました。

2018 年 9 月 4 日(火)に開催された 2018 年度第 3 回理事会(臨時)の概要をお知らせします。

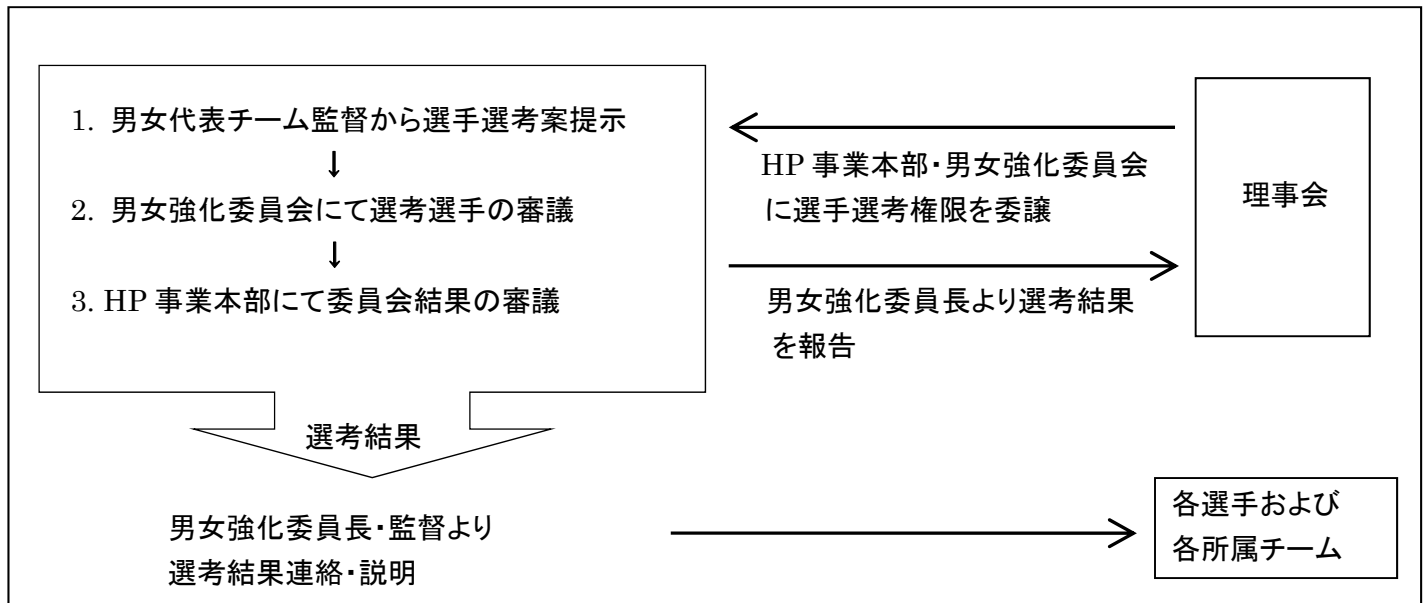
●バレーボール日本代表選考基準について

バレーボール日本代表選手選考基準について説明がなされ、賛否を諮り承認可決されました。

第 32 回オリンピック競技大会(2020/東京大会)における日本代表選手選考基準について、以下の項目を規定する。

1. バレーボール日本代表選手選考方針
2. 選手選考の権限
3. 選考基準と選考過程
4. 発表と通知
5. その他

また、日本代表選手選考フローは下記の通りとする。



日本代表選手を選考する最終的な権限は理事会にあるが、オリンピック出場選手選考についてはハイパフォーマンス事業本部及び男女強化委員会に権限を委譲することとし、選手選考結果については、男女強化委員長から理事会への報告事項として上程する。

●業務執行理事会運営規程について

業務執行理事会運営規程について下記の通り説明があり、賛否を諮り承認可決されました。

前回の理事会で、委員長を除く委員会委員の選任については、理事会から業務執行理事会へ権限を委譲することが承認された。これを機に、受け皿となる業務執行理事会の運営規程を整備すべきとの判断から、今回提案することとなった。

業務執行理事会は代表理事及び業務執行理事をもって構成し、評議員会及び理事会が決議をする法令に規定する事項、定款及び規程等で規定された事項を除き、JVA の事業運営に関わる重要な事項について決議することができる。

なお、業務執行理事会で決議された事項については、次回理事会において報告されるものとする。

その他、決議の方法(代表理事及び業務執行理事(特別の利害関係人を除く)の過半数が出席し、その過半数をもって行うこと)や事後承認(会長は決議事項であっても、緊急の処理を要する時は業務執行理事会の決議を経ないでも、業務を執行することができるが、次の業務執行理事会に付議し承認を得なければならないこと)等が定められている。

※業務執行理事会運営規程は、別添のとおりです

●報告事項

(1) 中期経営計画の中間報告について

中期経営計画策定にかかわる進捗状況について、下記の通り報告がありました。

冒頭、嶋岡会長より中期経営計画の策定に向けた決意が述べられた。

2016 年度に JVA では中期計画(2016-2020)を策定しスタートした。2016 年度及び 2017 年度は予測を上回る好決算となり、2017 年度の正味財産期末残高は過去最高の 16.8 億円となった。しかし、2018 年度は状況が一変し、7.3 億円の赤字予算を計上している。

主な要因は、「東京 2020 大会に向けた強化への積極的投資」、「7 月に開催されたビーチバレーボールワールドツアーの収入源確保の問題」、「9 月に開催される 2018 女子バレーボール選手権開催経費の大幅増」などが挙げられる。

2018 年度以降の国際大会を取り巻く状況は大きく変化し、国際大会の誘致競争が激化する中で、日本における国際大会の開催は収支的にも非常に困難を伴うものとなる。特にビーチバレーボールの国内・国際大会は、現時点でも事業化の軌道に乗せることが難しい状況である。

東京 2020 大会以降は「助成金の削除」、「スポンサー・協賛社離れ」、「日本における国際大会の開催リスクの増大」などにより、JVA を取り巻く経営環境はより一層厳しさを増すことになる。このような危機的状況を受け、JVA は中期における財務計画の徹底的な見直しを行い、経営基盤の強化に重点を置いた中期経営計画(2018-2024)を策定中である。2020 年以降の生き残りをかけ、バレーボール界が今度とも安定的に発展することを願い、関係者が危機感を共有し一丸となってこの計画を実行していく所存である。

「中期経営計画で目指すこと」、「JVA の事業構造」、「外部環境の変化」、「今後の経営課題」、「事業課題」加えて、「2024 年までの収支予想」、「復活のシナリオ(対策)」、「具体的な施策」についての説明があった。

なお、本日報告された中期経営計画は、たたき台の位置づけであるため、本日の理事会の議論を受け、さらに精査したうえで次回 10 月 2 日の理事会にて正式に提案する予定である。

(2) ハイパフォーマンス事業本部運営規程について

ハイパフォーマンス事業本部運営規程について下記の通り報告がありました。

各事業本部の業務内容や権限については、既に事務局規程に定められているが、それを補完する位置づけとしてハイパフォーマンス事業本部運営規程を制定し、ハイパフォーマンス事業本部の基本方針、組織体制、運営方法等を規定した。

なお、本規程は 2018 年 8 月 28 日に開催された業務執行理事会において承認可決され、本日 2018 年 9 月 4 日から施行する。

(3) HP 事業本部からの報告について

日本代表バレーボールチーム 2018 出場大会結果と今後のスケジュールについて下記の通り報告がありました。

【男子】

日本代表

- ・FIVB バレーボールネーションズリーグ(各地)⇒ 12位
- ・第18回アジア競技大会(インドネシア)⇒ 5位
- ・FIVB 世界選手権(イタリア・ブルガリア)⇒ 9/9～9/30 開催

U-20

- ・U-20 アジア選手権(バーレーン)⇒ 13位

U-18

- ・U-18 アジア選手権(イラン)⇒ 優勝

ユニバーシアード

- ・AVC カップ(台湾)⇒ 3位

【女子】

日本代表

- ・FIVB バレーボールネーションズリーグ(各地)⇒ 10位
- ・第18回アジア競技大会(インドネシア)⇒ 4位
- ・FIVB 世界選手権(日本: 横浜/名古屋/札幌/浜松/大阪/神戸)
⇒ 9/29～10/20 開催

U-19

- ・U-19 アジア選手権(ベトナム)⇒ 優勝

U-17

- ・U-17 アジア選手権(タイ)⇒ 優勝

ユニバーシアード

- ・アジア東部地区選手権(中国)⇒ 優勝

U-23

- ・AVC カップ(タイ)⇒ 9/16～9/23 開催

(4) 委員会に関する報告について

委員会委員等に関する報告について下記の通り報告がありました。

■評議員就任に伴う委員会役職等の変更について(2018年6月13日付)

氏名	就任前	就任後
遠藤健三	審判規則委員会 レフェリーインストラクター	退任
柿木章	審判規則委員会(特別委員) 国内事業本部本部員	退任 国内事業本部顧問
神野和幸	MRS委員会委員 マーケティング戦略事業本部本部員	MRS委員会顧問 マーケティング戦略事業本部顧問
黒田謙二	国内競技委員会企画部部員 ブロック競技委員長	退任
村瀬登使文	マーケティング戦略事業本部本部員	マーケティング戦略事業本部顧問

※2018年8月28日に開催された業務執行理事会にて承認

■人事異動に伴う追加選任（2018年6月12日付）

氏名	現役職	委員会
斎藤聖二	国内事業本部担当部長	MRS 委員会委員(主事)

※2018年6月12日に開催された業務執行理事会にて承認

(5)NTO 及びコード付与について

東京 2020 オリンピック NTO 及び競技ボランティア「コード」付与対象者の選定(バレーボール種目・ビーチバレーボール種目)の基準及び選定方法についての説明がありました。

●1.NTO とは

National Technical Official(国内技術役員)の略で競技運営に必要な有資格者(スコアラー、アシスタントスコアラー、ラインジャッジ等)

※技術統計関係者については調整中

2. 選定基準

- ①NTO としての業務に必要な経験及び資格
- ②首都圏在住の有資格者を優先
- ③ジェンダーバランス(男女間の比率)に配慮し、一定数以上の女性を確保
- ④業務に必要な語学力
- ⑤2020年以降のレガシーに配慮し、若い世代を優先
- ⑥テストイベント及び各種研修会(組織委員会主催の研修会、JVA 主催の研修会)への参加

3. 選定方法

JVA 審判規則委員会が選定基準を基に選定

●1.競技ボランティア「コード」付与対象者とは

組織委員会が競技運営に必要な人材を確保することを目的として、NF(国内競技団体)を通し「コード」を配布されたボランティア候補を指す(コード付与=採用では無く、ボランティア募集サイトにて、コードを入力しての応募と一般公募者と同様の採用プロセスによる選考(面接・研修)を受ける必要がある)

※技術ボランティアに限らず、他の活動への配置となる可能性がある

2. 選定基準

- ①国際大会運営経験者を優先
- ②首都圏在住者を優先
- ③ジェンダーバランス(男女間の比率)に配慮し、一定数以上の女性を確保
- ④業務に必要な語学力
- ⑤2020年以降のレガシーに配慮し、若い世代を優先
- ⑥テストイベント及び各種研修会(組織委員会主催の研修会、JVA 主催の研修会)への参加

3. 「コード」付与対象者の選定方法

JVA 東京オリンピック・パラリンピック競技大会準備委員会が選定基準を基に選定

※「コード」付与対象者以外でもボランティア募集サイトを通じてバレーボール及びビーチバレーボール種目のボランティアへの応募は可能

大会運営に必要な NTO 並びにコード付与される競技ボランティアの概数についてはすでに組織委員会に提出しており、承認待ちの状況であることも報告された。

(6) その他

理事・監事宛てに JVA 役員として MRS(個人登録システム)登録協力依頼がなされた。

以上

発行：公益財団法人日本バレーボール協会 発行人：代表理事 専務理事 八田 茂
電話：03-5786-2100 FAX:03-5786-2109 E-mail：generalaffairs@jva.or.jp

業務執行理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本法人」という。）における業務執行理事会の議事の方法に関する事項について定め、業務執行理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成及び権限)

第2条 業務執行理事会は、代表理事及び業務執行理事をもって構成し、評議員会及び理事会が決議をする法令に規定する事項、定款及び規程等で規定された事項を除き、本法人の事業運営に関わる重要な事項について決議することができる。

なお、業務執行理事会で決議された事項については、次回理事会において報告されるものとする。

(業務執行理事会の開催)

第3条 業務執行理事会は、本法人の会長（以下「会長」という。）が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第4条 業務執行理事会は、会長が招集する。

(議長)

第5条 業務執行理事会の議長は、会長がこれを務める。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該業務執行理事会に出席した代表理事、業務執行理事の順序で議長を務める。

- 2 業務執行理事会の会議の目的事項について議長が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、前項の規定に準じて、他の代表理事、業務執行理事の順序で議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第6条 業務執行理事会の決議は、代表理事及び業務執行理事（決議について特別の利害関係を有する者を除く。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議に係る出席理事の賛否の意思表示は、挙手又は記名式投票の何れかによるものとする。

(事後承認)

第7条 会長は、業務執行理事会の決議事項であっても、緊急の処理を要するため、業務執行理事会に付議できないときは、業務執行理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の業務執行理事会に付議し承認を得なければならない。

(議事録)

第8条 業務執行理事会の議事（決議事項がある場合に限る。）については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びに
その他法令に定める事項を記載又は記録する。
- 3 決議の結果については、賛成及び反対の各理事の数を記載する。
- 4 決議について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名と決議事項を
議事録に記載する。
- 5 当該業務執行理事会に出席した代表理事及び業務執行理事のうちから選出された議事録
署名人1名は議事録に記名押印又は電子署名をしなければならない。
- 6 議事録は、永年本法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(本規程の変更)

第9条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

- 1 この規程は2018年9月4日から施行する。